

初回 高年齢雇用継続給付金申請時の提出書類

<申請書>

① 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書

※ マイナンバーを記載してください。

② 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

複写のため切り離さないで提出してください

(安定所提出用) のみの提出では受理できません

ご注意ください

<被保険者本人からもらうもの>

☐ 年齢確認書類 (コピー)

(運転免許証、住民票など)

※既にマイナンバーを届出済の場合または①の確認票の「1. 個人番号」欄を記入し、
今回、登録を行う場合は不要

☐ 振込先の通帳のコピー (本人名義のもの) 旧姓は不可

(表紙裏の口座名義、支店名、口座番号が記載されているページ)

※キャッシュカードのコピーでも可

※ネット口座の場合は口座情報が表示されるページを印刷して添付

↳ 金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かるページ

※手書き以外で申請書を作成する場合は省略しても可

☐ ①の確認票の「申請者氏名」欄の署名

※同意書を取っていれば不要

↳その場合は「申請者氏名」欄には「申請について同意済み」と記載してください

<事業所が用意するもの>

☐ 賃金台帳と出勤簿等 (②の月額証明書に記載した全ての期間分)

支給申請も同時に行う場合は

☐ 支給対象期間の賃金台帳と出勤簿等

その他、内容等によって追加で書類が必要な場合があります

<申請可能時期>

受給資格確認のみの場合・・・要件該当日（通常は 60 歳の誕生日の前日）の翌日から
支給申請も同時に行う場合・・・支給申請期間の翌月から

<申請期限>

最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して 4 か月以内

※※

迅速な給付のため、申請期限内に申請を行うことが原則ですが、申請期限が過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2 年間）については申請が可能です。
時効が完成する日は「支給対象月の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日」となります。

ハローワーク池袋（公共職業安定所）
雇用保険適用課 雇用継続係